

春闘配分交渉 回答速報

平成26年度「賃金改訂」の回答

S2等級を基準とした配分。等級による格差が生じる。専任社員へのベア配分は、各差がつくものの国労要求通り。

【会社回答】

平成26年度賃金改定について

平成26年度の賃金改定について、次のとおりとする。

1 在籍者への加算

平成26年4月1日に在籍する社員及（試用社員を含む）及び専任社員の平成26年4月1日現在異動後の基本給に、等級区分に応じて別表1のとおりを加算する。

2 初任給額

基本協約第103条及び第104条に定める初任給額を別表2及び別表3のとおりとする。

3 昇格時昇給額

基本協約第113条に定める昇格時昇給額を別表4のとおりとする。

4 専任社員の基本給額

専任社員の雇用に関する協約別表1及び附則第4項に定める基本給額を別表5及び別表6のとおりとする。

5 実施期日

平成26年4月1日から実施する。

6 精算日

平成26年6月25日以降準備でき次第とする。

国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部

編集責任者：小山謙二